



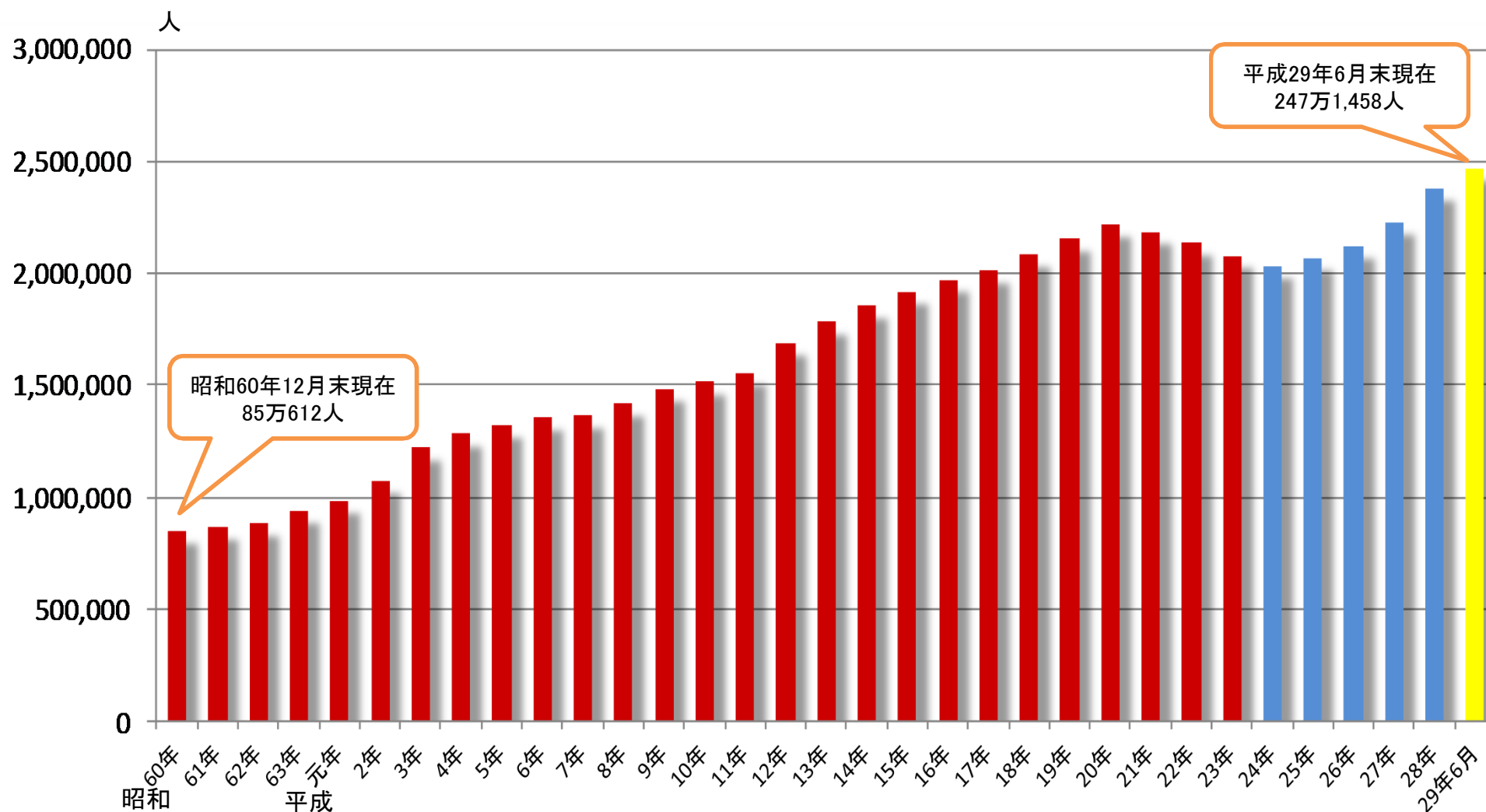
在留外国人を取り巻く最近の状況と課題

平成29年11月
法務省入国管理局

在留外国人数の推移



法務省
Ministry of Justice



※ 各年末現在。平成23年までは外国人登録者数。平成24年以降は、在留外国人数。

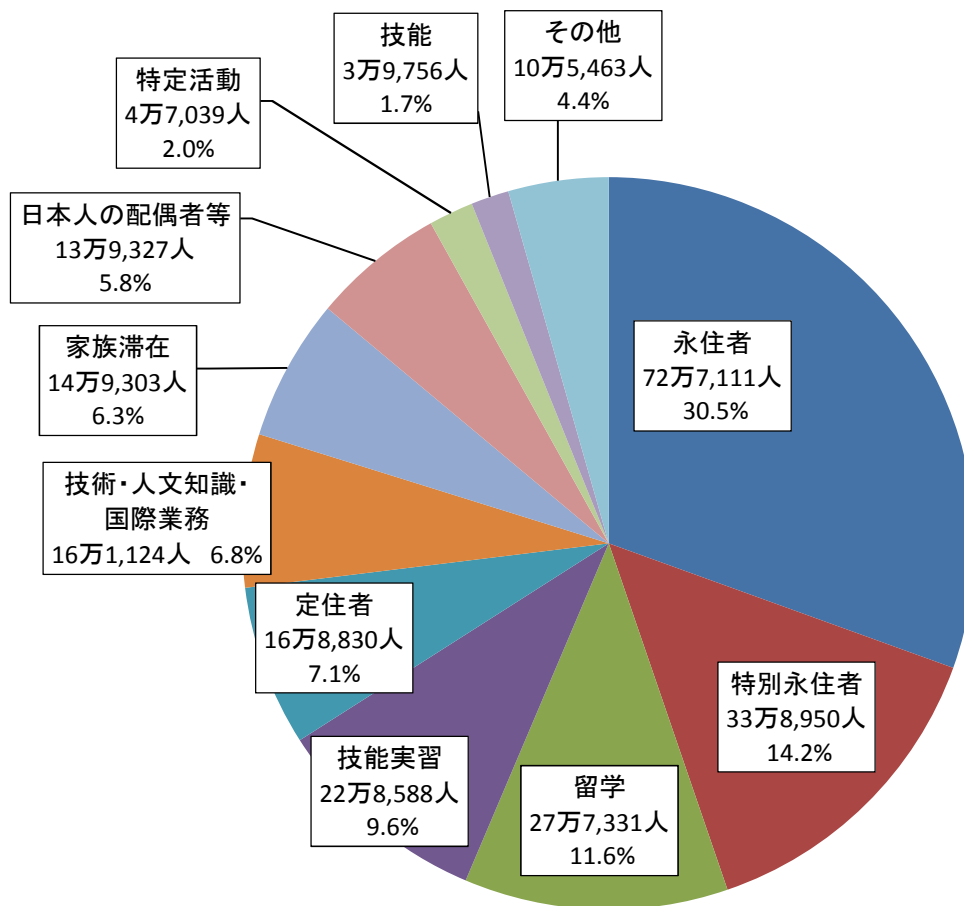
在留外国人の在留資格・国籍別内訳 (平成28年末)



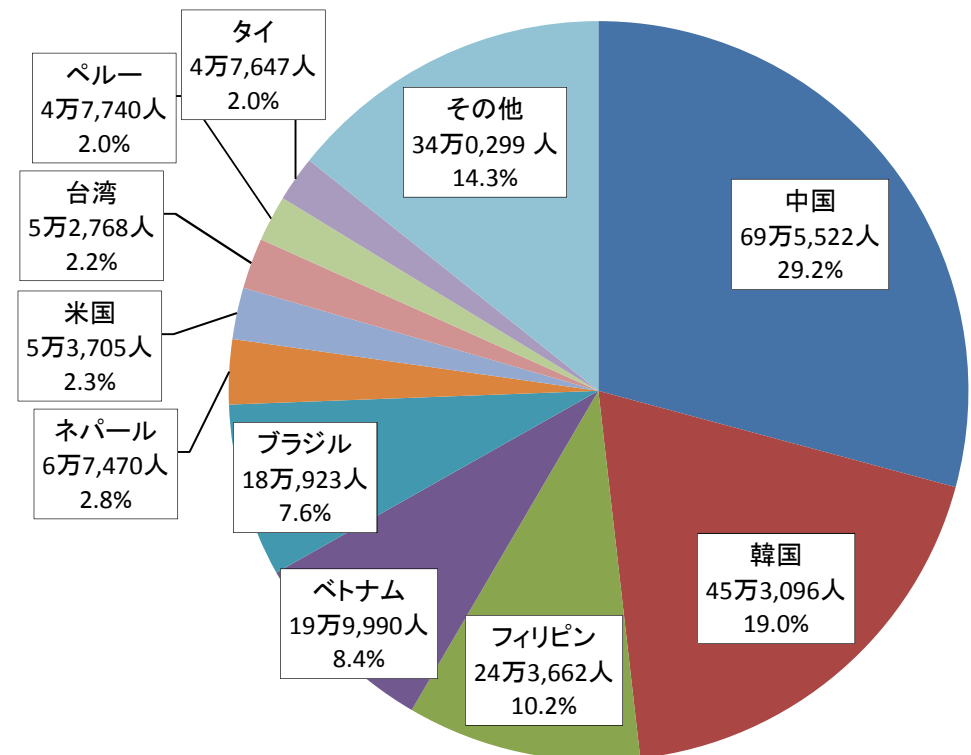
法務省
Ministry of Justice

在留外国人数 (総数) 238万2,822人

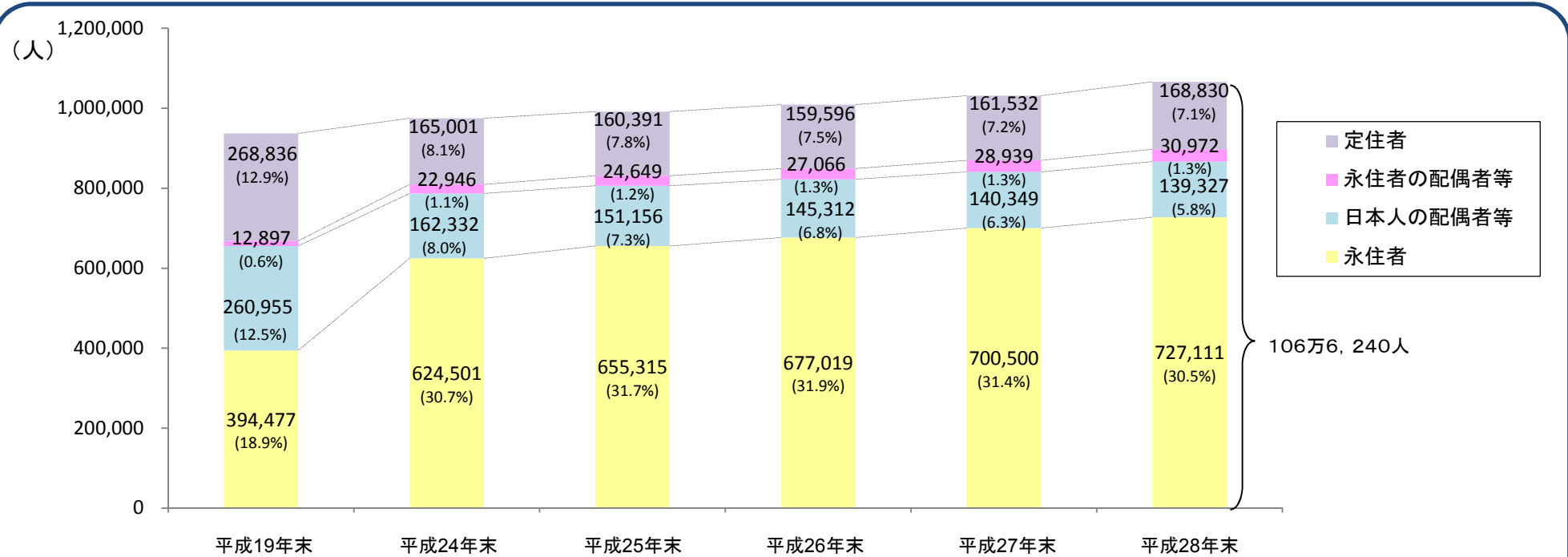
在留資格別



国籍・地域別



身分・地位に基づく在留資格に係る在留外国人の推移



()内の数値は在留外国人全体に占める割合

【永住者の在留外国人数】

平成19年末 39万4,477人
 平成24年末 62万4,501人
 平成28年末 72万7,111人
 (19年末比 84.3%増, 24年末比 16.4%増)
 ⇒ 在留外国人の30.5%

【入管法別表2の在留外国人数】

平成19年末 93万7,165人
 平成24年末 97万4,780人
 平成28年末 106万6,240人
 (19年末比 13.8%増, 24年末比 9.4%増)
 ⇒ 在留外国人の44.7%

現在の基本的な考え方

専門的・技術的
分野の外国人



積極的に受入れ

我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進
(第9次雇用対策基本計画(閣議決定))

上記以外の
分野の外国人



様々な検討を要する

- 我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応
(第9次雇用対策基本計画(閣議決定))
- 経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。
(未来投資戦略2017(閣議決定))

外国人材の活用

高度外国人材の更なる呼び込み

起業家や高度外国人材の更なる呼び込みに向け、「Open for Professionals」のスローガンの下、高度外国人材の在留資格認定申請を原則10業務日以内に審査する「高度外国人材ビザ・ファストトラック」、外国人研究者・技術者等が、出張で来日する際の在留資格の取得に当たって、在留資格に係る「本邦の公私の機関との契約」の解釈などの周知を含む我が国の入管制度等について、国内外に向け積極的な広報活動を行う。

グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入れ促進

小売業において、当該事業所管大臣の関与の下、企業グループ内での短期間転勤、技術等の修得を行うことを可能とするため、「製造業外国人従業員受入事業」の仕組みを参考とした制度について、本年度内の開始に向けて具体的な制度設計を行う。

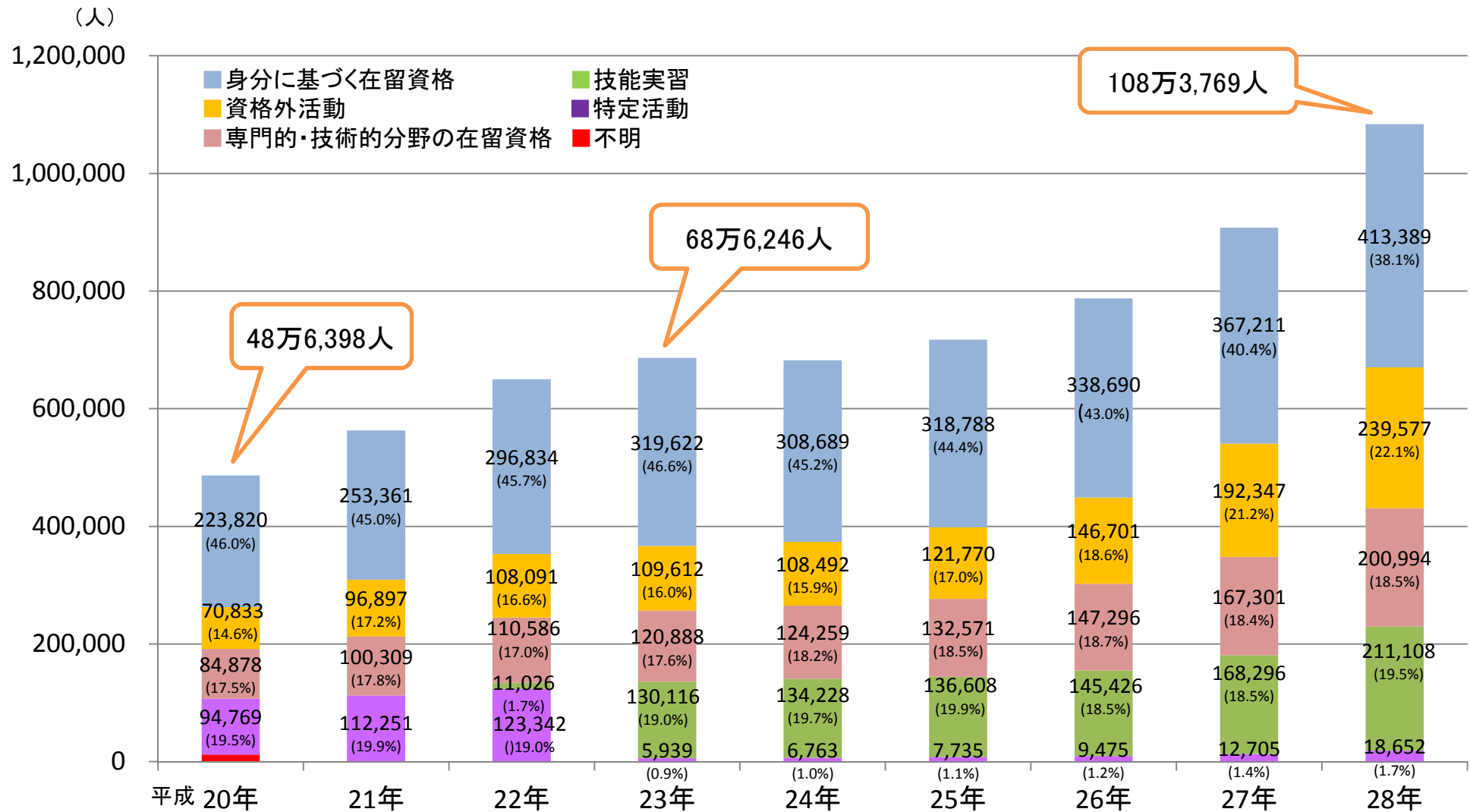
建設及び造船分野における外国人材の活用

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図っている。現行制度では、関連工事が引き続き行われることが見込まれる2018年度以降に入国して外国人建設就労者となる者が減少する恐れがあるため、施工体制の更なる充実のため運用を見直す。

在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化

外国人材の受入れを一層進めるに当たって、平成30年度からオンライン化を含めた新しい在留資格手続を開始するべく、所要の準備を進めるなどし、在留資格審査の大幅な円滑化及び迅速化を実現する。そのため、在留管理基盤の強化に向けて、行政手続簡素化の原則も踏まえ、各種識別番号の活用の在り方など、外国人の就労状況を正確かつ迅速に把握するための方策を検討する。

我が国における外国人労働者数の推移



※ 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめに基づく集計（各年10月末現在の統計）

我が国における外国人労働者の内訳



出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約20.1万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約41.3万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約21.1万人

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

④特定活動 約1.9万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約24.0万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(平成28年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

高度外国人材の受入れ

- ▶ 高度人材ポイント制の導入（平成24年5月施行）
⇒経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため「高度人材ポイント制」を導入

国家戦略特区による外国人材の受入れ

- ▶ 国家戦略特区における家事支援外国人の受入れ（平成27年9月施行）
⇒国家戦略特区において、家事支援事業実施区域の自治体及び関係府省（内閣府，法務省，厚労省，経産省）で構成される協議会が適正な受入れの確保に関与する枠組みの下で、家事支援外国人受入企業との契約に基づき家事支援活動を行う外国人の入国・在留を認める特例措置
- ▶ 国家戦略特区における農業支援外国人の受入れ（平成29年9月施行）
⇒国家戦略特区において、農業支援事業実施区域の自治体及び関係府省（内閣府，法務省，厚労省，農水省）で構成される協議会が適正な受入れの確保に関与する枠組みの下で、農業支援外国人受入企業との契約に基づき農業支援活動を行う外国人の入国・在留を認める特例措置
- ▶ 国家戦略特区におけるクールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進（平成29年9月施行）
⇒国家戦略特区において、「技術・人文知識・国際業務」「技能」の在留資格に該当するクールジャパン・インバウンド分野の活動を行う外国人について、地域固有の視点から現行の上陸許可基準の代替措置の検討を行った上で、上陸許可基準を緩和して、その就労を促進

総合特区による外国人材の受入れ

- ▶ 総合特区における特定伝統料理海外普及事業外国人の受入れ（平成25年11月施行）
⇒地域活性化総合特区において、同特区内で考案され広く提供されている我が国の伝統的な料理（京料理）の調理に係る業務に従事する活動を行う外国人の入国・在留を認める特例措置

在留資格の創設による受入れ

- ▶ 介護に従事する外国人の受入れ（平成29年9月施行）
⇒介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の国家資格を有する者を対象とする新たな在留資格を創設

その他の措置による受入れ

- ▶ 建設及び造船分野における外国人材の受入れ（平成27年4月施行）
⇒復興事業の加速化と東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連の建設需要に対応するための建設分野、及び建設分野と人材の流動性が高い造船分野における緊急かつ時限的な措置として、国土交通大臣が適正な受入れの確保に關与する枠組みでの受入れ（2020年度まで）
- ▶ 製造業における海外子会社等従業員の国内受入れ（平成28年3月施行）
⇒製造業における海外子会社等従業員を国内に受け入れ、新製品開発等の専門技術を修得させ、当該技術を海外拠点に移転すること等を可能とするため、経済産業大臣の認定を前提とした受入制度

在留管理制度の概要（平成24年7月9日施行）①



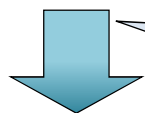
制度の目的

我が国に在留資格をもって中長期在留する外国人を対象として、その適正な在留の確保に資するため、法務大臣が在留状況を継続的に把握するとともに、外国人には利便性の向上を図り、その結果、外国人との共生社会を実現するための制度

制度創設の背景

【我が国の国際化の進展】

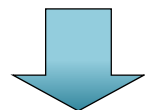
- 新規入国者の増加（H2年 293万人 → H22年 792万人）
- 外国人の構成の多様化
- 不法残留者の存在（不法残留者の存在 H23年1月 8万人）



安定した生活基盤のない外国人が転職・転居を繰り返すケースが増加

【旧制度における問題点】

- 外国人登録の情報について法務省に調査権がない
- 在留期間の途中における事情変更について法務省に届け出る義務がない
- 外登法上の申請義務違反が入管法上の処分と結びついていない
- 不法滞在者にも外登証が公布されている

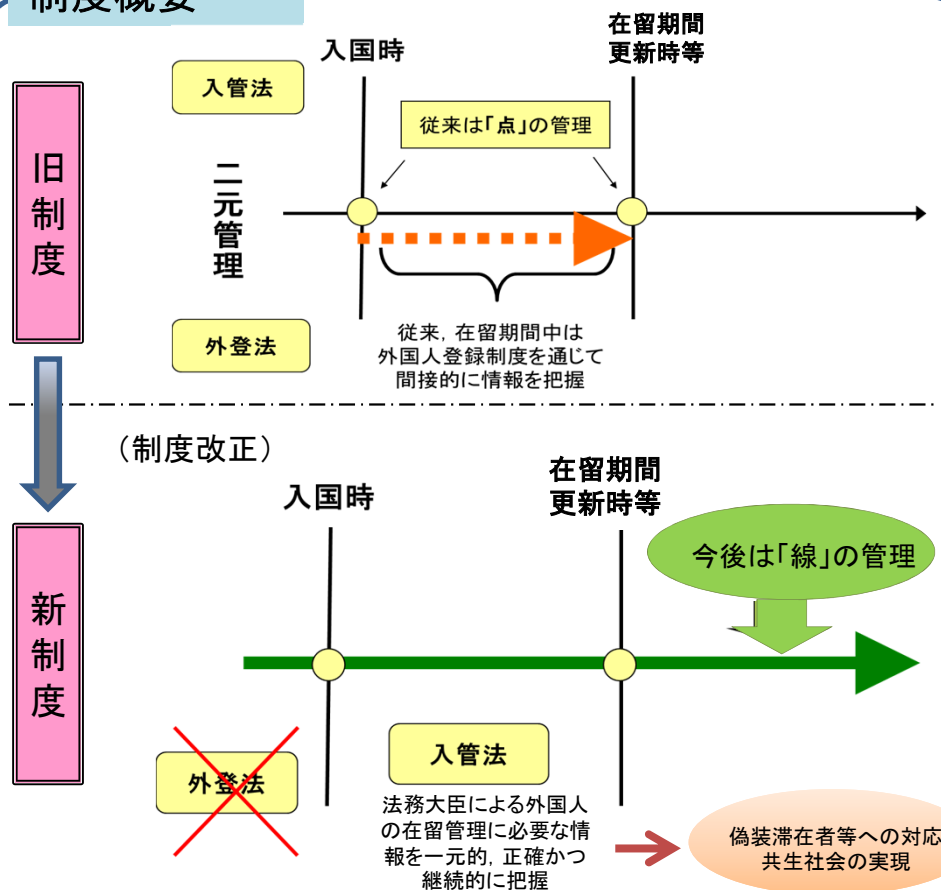


その結果...

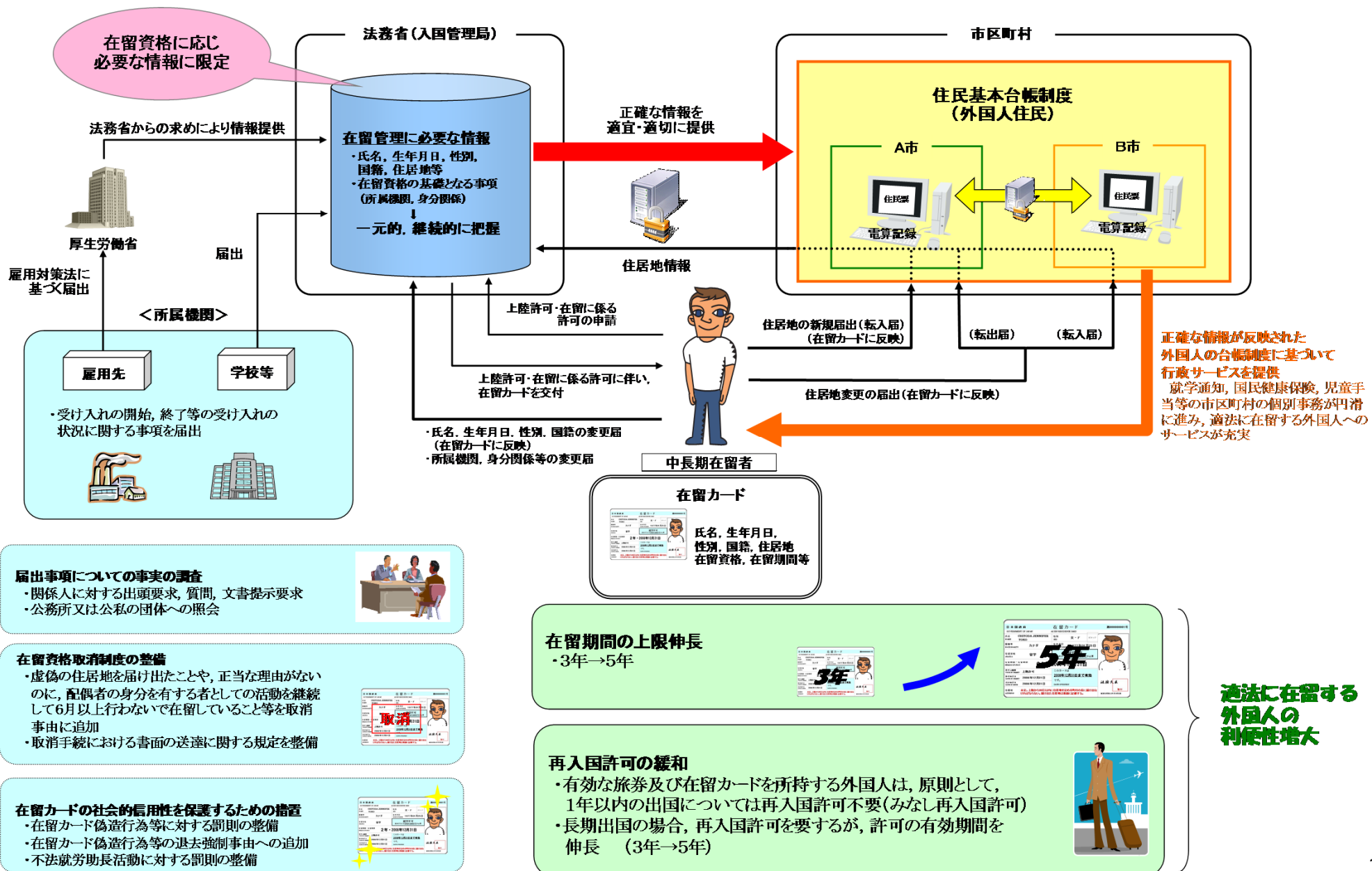
外国人の居住状況が正確に把握されておらず、共生社会が実現できていない
(外登上の情報と実態が乖離)

- 外国人住民に対する各種行政サービスや支援施策を講ずることが困難
- 国民健康保険証の未回収、児童手当の過払い、不就業問題への対応困難
- 不法滞在者・不就業者への対策が不十分

制度概要



在留管理制度の概要（平成24年7月9日施行）②



在留管理制度による効果

市区町村との連携による情報取得の迅速化

▶ 平成25年10月29日 外国人集住都市会議

在留管理制度及び外国人住民に係る住民基本台帳制度の改正等に関する提言書（抄）

「この制度改正は、外国人住民との共生社会実現に向けた大きな一歩となるものであり、外国人住民の居住実態の正確な把握が可能となることで、外国人住民に係る行政サービスの向上や行政事務の効率化が図られているところである。」

▶ 在留管理制度の導入に伴い、住民基本台帳法も改正され、外国人住民票が作成されるとともに、電気通信回線を用いた法務省と市区町村との情報連携により、

- 法務省において、中長期在留者が市区町村に届け出た住居地情報を速やかに取得し、中長期在留者の居住関係を継続的に把握できるようになった。
- 市区町村においても、法務省から中長期在留者に係る在留情報など国民健康保険や年金、教育等の各種行政サービスに必要な情報を速やかに取得できるようになり、これらの行政サービスの適切な運用と外国人住民の利便性に寄与している。

所属機関等に関する届出による在留状況の把握

- ▶ 法務省において、中長期在留者又は所属機関からの届出（雇用対策法に基づく雇用状況届出を含む。）により、在留期間の途中でも、中長期在留者の在留状況を把握できることが可能となり、これらの情報分析等によって偽装滞在者等をあぶり出し、在留資格取消手続等の対応を執ることが可能となった。

東京都 「国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」（平成29年6月）（抜粋）

6 外国人犯罪対策の推進

(1) 不法就労対策の強化

【要求内容】

（要求先 法務省，厚生労働省）

- (1) 不法就労などに係る偽装滞在者を発見，摘発するための入国審査，在留審査等を強化すること
- (2) 外国人雇用状況の届出が適正になされるよう，関係機関が連携して実効性のある対策を行うこと

【現状・課題】

- (1) 偽装結婚，偽装留学，偽装就労など，偽変造文書や虚偽文書を悪用するなどして身分や活動目的を偽って在留許可を受けた偽装滞在者による，不法就労の増加が懸念されている。

こうした偽装滞在者は，不法入国者及び不法残留者などの不法滞在者と同様に，公正な労働市場を侵害し，偽装滞在に加担する雇用主やブローカーに不正な利益をもたらすばかりでなく，治安の悪化につながることから，不法滞在者対策と併せて偽装滞在者対策の強化が必要である。

- (2) 偽装滞在者や不法滞在者の多くが不法就労を行っていると言われており，東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として，不法就労を目的とする外国人入国者の増加も懸念される。こうした外国人を低廉な労働力として雇い入れ，不法就労を助長する悪質な雇用主が存在することから，不法就労を防止し，適正な雇用を推進する必要がある。

多文化共生推進協議会(※)「多文化共生社会の推進に関する提言」(平成29年8月)(抜粋)

(要求先 内閣官房, 総務省, 法務省, 外務省)

1 外国人全体を対象とする方針の策定等について

中長期的な視点に立った, 外国人全般の受入方針を策定すること。また, 既存の政策を検証した上で, 日系定住外国人を含む全ての外国人が日本社会に適応して生活できるようにするための施策に係る体系的・総合的な方針を策定すること。

【提言の背景】

これまで政府では, 外国人材の活用として, 高度外国人材の受入れ促進や, 特区における家事支援人材に対する在留資格の付与, 外国人技能実習制度の見直し, 介護分野における外国人材の受入れなどに取り組んできた。

さらに, 政府が平成28年6月2日に策定した「『日本再興戦略』2016」において, 留学生の本邦企業への就職支援の強化や, 高度IT人材などの高度外国人材を更に呼び込む入国・在留管理制度の検討を行うとともに, 経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため, 真に必要な分野に着目しつつ, 外国人材受入れの在り方について, 総合的かつ具体的な検討を進めるとしている。

これらの施策により, 今後は日系に限らず, 日本国内に長期間にわたり居住する外国人が増加することが見込まれる。

そのため, 外国人材受入れ方針の策定にあたっては, 全ての在住外国人が, 日本人とともに地域を担う一員となるために必要となるコミュニケーション支援, 生活支援, 地域社会への参加促進などに向けた施策について, 地域社会に及ぼす影響に関しても十分な議論を経た上で, 中長期的な視点に立った体系的・総合的な方針とする必要がある。

(※ 群馬県, 長野県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県, 滋賀県, 名古屋市で構成する協議会)

全国市長会「決議・特別提言・重点提言・提言」（平成29年6月7日第87回全国市長会議決定）（抜粋）

外国人施策の充実に関する提言

少子高齢化や人口減少の進展に伴う労働力確保等の観点から、外国人労働力の活用を検討すること。
外国人住民が地域社会と共生できるよう、日本語、文化、ルール等を学習する制度を構築するとともに、都市自治体の実施している事業に対し、十分な財政措置を講じること。

また、外国人労働者を雇用する企業に対して、日本語や日本の生活習慣、納税制度等に関する周知及び指導を行うよう必要な措置を講じること。

日本経済団体連合会「外国人材受入促進に向けた基本的な考え方」（平成28年11月21日）（抜粋）

3. 求められる政策対応

（4）多文化共生政策の推進

外国人住民を生活者として地域に受け入れる施策である多文化共生政策は、高度外国人材にとって魅力的な就労環境、生活環境を整備する上でも重要である。現在、外国人住民が多く居住する都市を中心に先進的な取り組みが行われているが、外国人の受け入れ拡大に備え、日本全体の問題として多文化共生に取り組むことが求められる。例えば、外国人子女の教育の充実や外国人向け医療の充実、行政サービス・災害情報等の多言語対応などで全政府的な取り組みを推進することが必要である。

特に、外国人に対する日本語教育や子女教育は社会統合に資するものであり、国の支援の一層の拡充（インターナショナルスクールへの支援等）が求められる。また、地方でのハラル食への対応推進をはじめ異なる文化・宗教への対応を推進すべきである。

今後の外国人受入れに関する対応

- ▶ 今後、在留外国人の数が増加し、活動も更に多岐にわたっていくと仮定し、
 - ① 在留外国人が我が国社会で円滑に在留するための環境を作る（利便性の向上、行政サービスの提供等）
 - ② 在留外国人が適法に在留していることを継続的に担保するしくみを作り、日本社会に安心・安全感を醸成する
 - ③ 上記①②によって、よりよい外国人との共生社会を実現する

↓
そのための検討が必要ではないか

【参考】

- ① 身分・地位に基づく在留資格に係る在留外国人の増加（P 3 参照）
- ② 偽装滞在者等の悪質事案の発生
不法残留者等が在留カードを偽造して正規在留者を装い、雇用主を欺いて稼働している事案や、表面上正規在留者ではあるが、偽装婚などによって身分・地位に基づく在留資格で在留する偽装滞在者が存在

未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）

在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化

外国人材の受入れを一層進めるに当たって、平成30年度からオンライン化を含めた新しい在留資格手続を開始するべく、所要の準備を進めるなどし、在留資格審査の大幅な円滑化及び迅速化を実現する。そのため、在留管理基盤の強化に向けて、行政手続簡素化の原則も踏まえ、各種識別番号の活用の在り方など、外国人の就労状況を正確かつ迅速に把握するための方策を検討する。